

【倶知安町からのお知らせ】

ホテル/旅館/簡易宿所の 営業許可を申請される方へ

- 倶知安町では、法令により、ホテル/旅館/簡易宿所禁止エリアを定めています。所有物件がこれらのエリアに該当していないかご確認ください。

ホテル/旅館/簡易宿所の
禁止エリアはこちらから

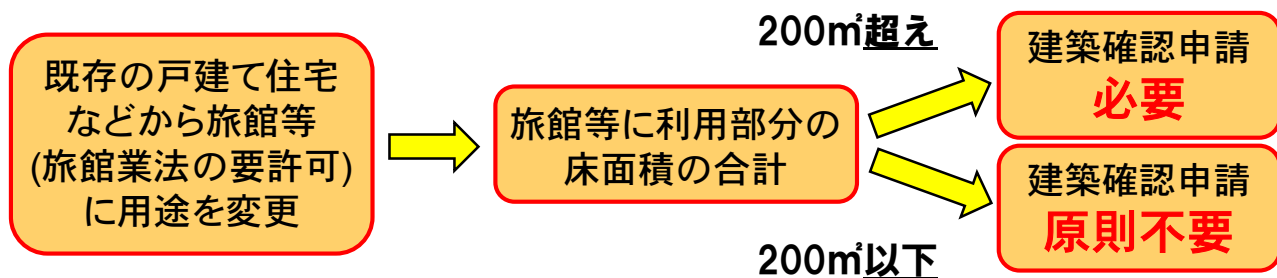


当該エリアの場合

新築はもとより既存建物の用途を変更することも原則禁止されています。
(例:住宅/共同住宅⇒ホテル/旅館/簡易宿所)

200㎡以下の延べ床面積の場合は建築確認申請が原則不要ですが、
ホテル等※への用途変更は原則認められません。

※建築基準法では旅館業法と違い簡易宿所もホテルと同じ扱いになります。



- 既存の戸建て住宅等の用途を変更し、旅館業法に規定している旅館業を営む場合、建築基準法の防火避難に関する規定が、原則追加・強化されます。
- 建築物の所有者等には、建築確認の手続きの有無に関わらず、建築基準法を守ることが義務付けられています。

用途変更をご検討の際は、早めに「**建築士**」に相談を！

十分な確認を行わず、後日建築基準法違反が発覚した場合は、懲役刑または罰金刑(建築基準法98条から106条)に
処される可能性がありますので、十分ご注意ください。

〔お問合せ先〕

倶知安町役場まちづくり新幹線課景観室建築指導係 ☎0136-56-8012